

手続き

住民票・戸籍など

本庁市民課 ☎33-4110
 各支所
 日奈久出張所
 龍峯出張所(証明書交付のみ)

・住所変更などの手続き

届出種類	届出期間	届出人	手続きに必要なもの
転入届 (市外から転入)	転入した日から 14日以内	本人 または 同世帯員	・前住所地の市町村で発行した転出証明書 ・介護保険受給資格証明書、マイナンバーカードなどをお持ちの人はご持参ください。
転出届 (市内から転出)	転出する前に		・印鑑登録証、国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカードなどをお持ちの人はご持参ください。
転居届 (市内間の転居)	転居した日から 14日以内		・国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカードなどをお持ちの人はご持参ください。

※ほかに国外からの転入届、世帯主変更届、世帯合併届などがありますが、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※運転免許証、パスポートなど官公署発行の本人確認書類(有効期限内のもの)が必要です。代理人が届出するときは本人からの委任状が必要です。

外国人住民の届出

外国人住民についても日本人と同様に上記届出を行うことになりました(平成24年7月9日より)。届出などに際しては、在留カードまたは特別永住者証明書などの提示が必要です。

※中長期在留者などの住居地以外の変更届出は、地方入国管理官署において届出・申請となります。変更後の市区町村への申請は不要となりました。

※特別永住者証明書の記載事項の変更や再交付などに係る手続きは、従来どおり本庁市民課の窓口で行うこととなります。

八代市役所の窓口は多言語に対応しています。

●タブレットPCによるテレビ電話通訳 15言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ロシア語、フランス語、ミャンマー語、ヒンディー語、マレー語

●電話による通訳 20言語

上記に加えて、モンゴル語、クメール語、ドイツ語、イタリア語、シンハラ語



引っ越しワンストップサービスをご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルから、引っ越しワンストップサービスが利用できます。

・八代市から転出する場合

転出元の八代市の窓口での転出手続きが(原則)不要となり、来庁する必要がなくなります。

マイナポータルにて転出の手続きと転入先の市区町村の窓口の来庁予定を申請された後に、引っ越しが完了してから、必ず転入先の市区長村の窓口へ来庁され、転入手続きを行ってください。

・八代市に転入する場合、八代市内で転居(引っ越し)した場合

引っ越しが完了してから、マイナポータルにて八代市の来庁予定を申請された後に、必ず八代市の窓口へ来庁され、手続きを行ってください。

・利用できる人

マイナンバーカードをお持ちの人は、次の引っ越しで利用できます。(ただし、2種類の電子証明書が有効なマイナンバーカードに限ります)

- ・日本国内での引っ越し
- ・ご自身単身での引っ越しのほか、申請者と住民票上同一世帯員、申請者を除く世帯員の人の引っ越し

手続きなど詳しくはマイナポータルを確認ください。



戸籍に関する主な届出

届出種類	届出期間	届出人	届出先	手続きに必要なもの
婚姻届	届出の日から効力が生じます	婚姻する2人	夫もしくは妻の本籍地または所在地の市区町村窓口	- 婚姻届書・証人(成年)2人の署名 - 本人確認のため運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付本人確認書類(有効期限内のもの)
出生届	出生した日から14日以内(出生した日を含む)	父または母	- 父母の本籍地 - 出生地 - 届出人の所在地 いずれかの市区町村窓口	- 出生証明書 - 母子健康手帳 - 国民健康保険資格確認書(加入者のみ)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者	- 死亡者の本籍地、住所地 - 届出人の所在地 - 死亡地	死亡診断書または死体検案書

※その他の届書については窓口にお問い合わせください。

※戸籍届出時の戸籍証明書の添付は不要です。

各種証明書の交付請求

必要なもの

①窓口で申請する人の本人確認書類

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・マイナンバーカード など

※有効期限内であるもの

②代理人申請のときは、依頼人からの委任状

※代理の場合は使用目的や提出先などよく聞いてお越しください。

請求できる人

住民票の写し

- ・本人
- ・同一世帯の人

※上記及び②以外の人とは市民課にお問い合わせください。

※個人番号(マイナンバー)または住民票コードを記載した住民票は、本人が同一世帯の人に限りです。

戸(除)籍の証明書

- ・本人
- ・配偶者
- ・直系尊属(父・母・祖父母)
- ・直系卑属(子・孫)

※上記以外の人とは正当な理由が必要です。詳しくは市民課にお問い合わせください。

(代理人申請の注意事項)

住民票や戸籍謄(抄)本などの代理人申請には委任状が必要です。依頼人の住所や戸籍の場合は筆頭者、本籍地などよく聞いてお越しください。

場合によっては交付できないこともあります。

身分証明書の交付請求

身分証明書は本籍地での発行になります。本人以外の方が請求するときは、本人からの委任状が必要です。

各種証明書の手数料(各1通(件))

種類	手数料
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明書	300円
印鑑登録証明書	300円
印鑑登録	300円
戸籍謄本(全部事項証明)	450円

種類	手数料
戸籍抄本(個人事項証明)	450円
除籍・改製原戸籍謄本(全部事項証明)	750円
// 抄本(個人事項証明)	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	300円
受理証明書	350円
受理証明書(上質紙)	1,400円
戸籍一部事項証明書	450円
届書の記載事項証明書	350円
自動車臨時運行許可※1	750円
マイナンバーカード再交付手数料	800円
公的個人認証手数料	200円

※1 本庁市民課、鏡支所のみ

本籍地以外の戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書の交付を請求できます。

※請求できる人、お持ちいただくものなどの条件があります。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードのことです。マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにご利用いただけます。

《おもて面》



《うらな面》



マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請には次の方法があります。

- ①スマートフォンを使ったオンライン申請
 - ・自宅に届いている交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付して送信します。
 - ②パソコンを使ったオンライン申請
 - ・オンライン申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真を添付して送信します。
- ※交付申請書に記載の申請書ID(半角数字23桁)が必要です。
- ③郵送申請
 - ・自宅に届いている交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵便ポストに投函します。
 - ④自治体窓口での申請
 - ・市民課窓口や各支所および日奈久出張所窓口で、カードの申請を受け付けています。

▶ 申請に必要なもの

- (1)本人確認書類
 - 1点で良いもの…運転免許証、パスポート、身障者手帳など官公署発行で、顔写真がついたもの
 - 2点必要なもの…健康保険資格確認書、介護保険証、子ども医療受給者証、診察券(氏名、生年月日記載のもの)など

- (2)通知カード(マイナンバーが記載されている緑色の紙製のもの)

※ない場合は紛失届を記入していただきます。

※市民課窓口、各支所および日奈久出張所窓口では、カードに使用する顔写真について、無料でお撮りしています。

▶ 受付時間について

市民課および各支所・日奈久出張所窓口

月曜日～金曜日(※祝日、年末年始除く)
8時30分～17時15分

マイナンバーカードの利活用について

マイナンバーカードを使ったサービスについては次のようなものがあります。

- ・顔写真付きの公的な身分証明書として使えます。
- ・健康保険証や運転免許証としても使えます。
- ・コンビニで各種証明書が取得できます。
- ・自宅にしながらオンラインで国や自治体などの各種手続きができます。
- ・スマートフォンにカードの一部を搭載することができます。

オンライン申請ができます

八代市では、証明書の発行や子育て関係・介護保険などの一部の手続きをインターネット上で申請できるオンライン申請サービス「ねっとで申請」を実施しています。

仕事などで日中は市役所を訪れることが難しい人や、子どもを連れて窓口に並ぶのが大変な人でも、自宅などから手続きを行うことができますので是非ご利用ください。ご利用の際は、本人確認のためにマイナンバーカードが必要なものがあります。

▶ オンライン申請が可能な手続きの例

パスポートの更新手続き、引越しの手続き、戸籍謄本・戸籍抄本、住民票の写し、税証明書などの請求、上水道の使用開始・中止の申込み、妊娠・出産、子育て、健康・医療、高齢者・介護、障害者福祉に関する手続き など



印鑑登録

・印鑑を登録するには

▶ 印鑑登録できる人

- ・八代市に住居登録している人

※15歳未満の人や意思能力のない人は登録できません。詳しくは市民課に問い合わせください。

登録できる印鑑は一人に1個です。

同じ印鑑を複数の人が登録することはできません。

▶ 登録するときに必要なもの

- ①登録する印鑑
- ②本人確認書類(官公署発行で、顔写真がついたもの)
 - ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード など

※有効期限内のものに限ります

- ・上記の顔写真付の本人確認書類がない場合は、健康保険資格確認書または年金手帳などをご持参ください。申請後に照会書を住民登録している住所地に送付しますので、後日照会書と登録する印鑑、本人確認書類をご持参いただいてからの登録になるため3日～5日かかります。
- ・病気や仕事などで来庁できないため、代理人に依頼する場合は委任状が必要です。登録する人と代理人の本人確認書類もご持参ください。この場合も申請後に照会書を住所地に送付しますので、後日照会書と登録する印鑑、本人確認書類をご持参いただいてからの登録になるため3日～5日かかります。
- ・印鑑登録後、「印鑑登録証」を交付します。
「印鑑登録証」は窓口で印鑑登録証明書を取得する場合に必要となります。

※本人確認書類がない場合や代理人が来庁される場合の手続きについては事前に問い合わせください。

※印鑑の形状などによっては登録できない場合があります。事前に問い合わせください。

・印鑑登録証明書の交付を受けるには

印鑑登録証を必ず持参してください。

※旧市町村で発行された印鑑登録証も引き続き利用できます。

※「八代市証明書交付カード」は印鑑登録証として窓口で印鑑登録証明書を取得する際は必ず必要になるので破棄されないようご注意ください。

諸証明の窓口以外の交付

• コンビニ交付

- コンビニ交付は手数料1通200円となります(窓口交付より100円安くなります)

全国の指定のコンビニエンスストア各店舗等(証明書コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機設置店舗に限る)で、住民票の写しなどの証明書を取得することができます。

※「八代市証明書交付カード」「通知カード」ではコンビニ交付を利用できません。

▶ 必要なもの

コンビニ交付の利用には「利用者証明用電子証明書」の機能がついた「マイナンバーカード」が必要です。

※マイナンバーカードは申請から発行まで時間がかかります。

※コンビニ交付の利用時には「利用者証明用電子証明書」の暗証番号が必要になります。

▶ コンビニ交付で取得できる証明書

- ①住民票の写し ②住民票記載事項証明書
- ③印鑑登録証明書 ④所得証明書

※③④については、本人分に限りです。

※④については、現年度分のみ取得できます。過年度分については取得できません。

▶ 利用時間

午前6時30分～午後11時00分まで取得可能

※ただし、コンビニ各店舗の営業時間内に限ります。年末年始、システム障害発生時およびメンテナンス時は除きます。

▶ 利用方法

マルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力後、利用者本人がタッチパネル画面を操作し、自動で証明書を交付することになります。

▶ その他

- コンビニ交付が利用できるコンビニなど詳しくは本庁市民課まで問い合わせください。
- 市の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付を利用して証明書を取得する場合は交付手数料がかかりますのでご注意ください。
- コンビニ交付で取得した証明書については差替え、返金はできませんのでご注意ください。

• キオスク端末(証明書自動交付機)による証明書交付

八代市では、コンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機と同様に、証明書コンビニ交付サービスを利用できる機械を本庁1階の証明書発行窓口前に設置しています。

▶ 利用時間

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始、メンテナンス日は利用できません。

▶ 利用できる人

マイナンバーカードをお持ちで、八代市に住民登録している人

利用するために必要なもの、利用方法はコンビニ交付と同じです。また、手数料もコンビニ交付と同じで1通200円となります。

• 本人通知制度

八代市では、平成27年4月1日から本人通知制度を実施しています。

▶ 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求を抑止する効果も期待されます。

※この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

▶ 通知の対象となる住民票の写し等の種類

- 住民票の写し(消除された住民票の写しを含む)
- 住民票に記載をした事項に関する証明書(消除された住民票に記載をした事項に関する証明書を含む)
- 戸籍の附票の写し(消除された戸籍の附票の写しを含む)
- 戸籍の謄本または抄本(除かれた戸籍の謄本または抄本を含む)
- 戸籍に記載した事項に関する証明書(消除された戸籍に記載した事項に関する証明書を含む)

▶ 申請(登録)窓口

◆申請(登録)窓口

本庁市民課および各支所・日奈久出張所

▶ 登録ができる人

- 八代市の住民基本台帳に記録されている人(住民基本台帳から除かれた人を含む)
- 八代市の戸籍の附票に記録されている人(戸籍の附票から除かれた人を含む)
- 八代市の戸籍に記載されている人(戸籍から除かれた人を含む)

※ただし、死亡した人と失踪宣告を受けた人については登録できません。

▶ 登録に必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード、パスポートなど)
- 代理人が申請する場合は、登録を希望する人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- 法定代理人が申請する場合は、戸籍謄本などの資格を証する書類(八代市に本籍がある人は不要)と法定代理人の本人確認書類が必要です。

▶ 本人通知書の内容について

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

1. 証明書の交付年月日
2. 交付した証明書の種別(住民票の写しなど)
3. 交付枚数
4. 交付請求者の種別(代理人・第三者など)

※交付請求者の個人を特定する情報(住所、氏名など)は記載されません。

▶ 登録の期間について

事前登録者の登録期間は、登録した日から起算して3年間です。

3年間の登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再度登録の手続きを行ってください。

▶ 登録事項の変更及び廃止の届出について

事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じた場合または登録の廃止を希望する場合は、必ず八代市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書を提出してください。

● パスポート申請

八代市に住民登録のある人のパスポート申請・受付・交付を行っています。

▶ 申請窓口・受付時間

➡申請窓口／本庁市民課および各支所

➡受付時間

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時30分
(土日、祝祭日、年末年始は除く)

▶ 申請に必要なもの

➡新規申請

・一般旅券発給申請書(5年用・10年用) ※窓口にあります。

・戸籍謄本(発行から6カ月以内)

※同一戸籍の家族が同時に申請する場合は戸籍謄本1通で可。

・写真…たて45ミリ×よこ35ミリ。撮影から6カ月以内のもの。

※細かい規格がありますので、なるべく専門の写真店でパスポート用と指定してお撮りください。

・本人確認のための書類

◎1点でよいもの：パスポート(有効または失効後6カ月以内)、運転免許証、マイナンバーカード等

◎2点必要なもの：健康保険資格確認書＋年金手帳等
など

※その他、手続きの方法や申請に必要な書類などの詳細については、事前に問い合わせください。

▶ 交付(受取り)窓口・交付時間

➡交付(受取り)窓口／本庁市民課のみ

※支所での交付(受取り)はできませんのでご注意ください。

➡交付時間

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分
(土日、祝祭日、年末年始は除く)

木曜日のみ午後6時45分まで

※パスポートは年齢にかかわらず本人でなければ受け取ることができません。

〈広告〉

相続手続き 遺言書作成

法的手続きや、面倒な調査・作業など余分な時間とお金がかからないよう
窓口一つで、責任をもって対応いたします。

相談無料

詳しくはこちら
webより申込みも可能です

行政書士江尻有希事務所 江尻有希
八代市千丁町新牟田 1871-5 ☎0965-62-9671

発見!

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

自動ドア

荷物で両手が
使えなくても
大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に出入りできます。